

## シンポジウム座長集約

### 「専門・認定資格と放射線技師の今後」

(公社)日本放射線技術学会 東北部会会長 江口 陽一  
(社)日本放射線技師会 常務理事 小野 政敏

シンポジウムでは、診療放射線技師を取り巻く各種認定制度・専門資格について討論した。現在10団体(機構)があるが、診療放射線技師を取り巻くこれらの認定について、公益社団法人日本放射線技術学会と社団法人日本放射線技師会それぞれの認識及び今後に向けた展望等を伺い、意見交換をした。

はじめに、公益社団法人日本放射線技術学会代表理事の真田茂氏より、①教育制度、②各種認定制度、③今後の課題について提言された。

- ① 今日の教育制度は、3年・4年の就学専門学校が16施設、4年生の学部教育は26施設あり、毎年2,100人の卒業生を輩出している。卒業生の動向を見ると就職率が70～80%、進学が10%ある。今後この進学した学生が、毎年修士生として400人、博士として50人生まれる状況である。また、修士・博士課程を終えた者で、医科系・理工系など進路が様々で、医療に在籍しても理工系と共同研究するなど様々な姿が見られる。
- ② 各種認定技師制度(10団体)については、今後これら制度が妥当なものに統一化する、体系化する必要がある。それが対外的に理解し易い(国民、医師、看護師等に対し)制度になるのではないかと。取組みとして各種団体との共同認定設立機構(仮称)の会議が必要であるし、毎年技師会との合同学術セミナー(今年は、専門技師制度・認定機構の将来を考える)も行い、その方向性についても議論しているところである。それには専門医制度、特定看護師制度が参考になるし、また認定機構の第三者機関として、現在は複数の学術団体が参加している。
- ③ 今後の課題は、各種認定機構との共同が必要である。認定受験資格については、MRIなど臨床検査技師や看護師等も受けられるような環境作りも必要であるが、診療放射線技師にとっての制度をどうするかである。今後の認定資格として、読影学がポイントになるように思われる。撮像と画像処理が体系化して教育されることにより、自分が撮像し読影(一次読影、読影の補助)することで、医師・国民から信頼される診療放射線技師になりえるのではないかと。

次に社団法人日本放射線技師会副会長の井戸靖司氏から、①現在技師会が掲げている認定制度、②認定制度への取組み、③広告のできる制度について提言された。

- ① 現在技師会が掲げている認定制度は、診療放射線技師のボトムアップの観点から行う基礎講習会(初期研修)である。また新卒の診療放射線技師を対象とする卒業教育という位置づけもあり、医師・看護師は初期研修が必須であるように、今後、基礎講習は各地域での開催を基盤として、全ての診療放射線技師を対象として行い、ボトムアップの一步として進めたい。
- ② 認定制度へ取組みとして、従来の技師の格付けはやめる。すでに技師会が認定してきた現認定制に大きな問題はないと思われるが、これまでの資格に対しどうフォローするか、経過処置をどうとるかをしっかり見極めていかなければならない。
- ③ 広告のできる制度は、診療放射線技師業務を診療報酬にどう反映させるかという事に結び付く。診療報酬の施設基準に認定技師の必要性を認めていただくということは、その病院の品質保証が担保されるということであり、拠点病院基準や病院機能評価にも取入れていただくことが国民医療のために必要であるという観点から厚生労働省に訴えていく。技師会は、専門認定として放射線管理・機器管理・画像管理が最低必要と考えている。一方、厚生労働省から技師の専門性はモダリティ別ベツですか、看護師は臓器別の方向であり、30年後CT装置はありますか?疾病はなくなりませんが、との問いかけもある。さらに、技師会がかかわっていない認定も問題であるし、現認定に関しては関連団体との連携が必要であるが、日本医師会の認定が絶対必要条件でもある。

以上の報告に対し、会場から認定制に係る教育制度が分かりにくいとの意見もあった。しかし、今後認定制度を進めるにあたって、両会が認識していることは、認定機関の基盤整理が必要であり、統一制・体系化が必要であると。医療に対する文部科学省・厚生労働省それぞれの考え方も思うが、30年・40年先の診療放射線技師を見据え、大学院教育(教育制度)の今後のあり方も含め、両会が協力し合い診療放射線技師の将来を改革し、更なる発展を目指して活動いただきたいと思う。